

汎用申請による 包括パス申請について

羽田税関監視総括部門（T3）

1.汎用申請とは

NACCS（輸出入や港湾に関する通関・検疫・貿易管理などの行政手続きと、民間の物流関連業務をオンラインで一元的に処理する日本の貿易情報システム）を使用して、税関に対して、添付ファイル（指定様式の電子ファイル）を添付し送信することで税関手続きを行うことができる業務のことです。

従来の窓口申請と異なり、申請・修正・許可といった一連の業務をNACCSを介して行うことにより、効率的処理かつペーパーレス化を実現することができます。

交通許可申請における対象業務は以下のとおりになります。

関税法24条に基づく交通申請（税関様式C-2210で申請するもの）

- ・ 指定地外交通（交通区分：3）
- ・ 船陸交通（交通区分：4）
- ・ 航空機間交通（交通区分：5）

※上記に加え、旅具検査場立入（交通区分1．2）申請も可能です。

※旅具検査場立入申請（別紙5で申請するもの）、法人更新書類は対象外です。

2.NACCSを導入するためには

NACCSを導入するためには、NACCSセンターに利用申込をする必要があります。

導入にあたっての詳しい説明は、NACCS掲示板を確認ください。

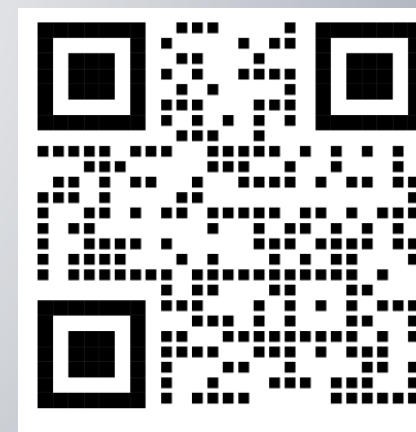
(NACCS掲示板 – NACCSのご利用方法 – 2. NACCS導入をお考えのお客様へ)

NACCS掲示板のQRコードはこちら

※NACCSの導入料金は無料です

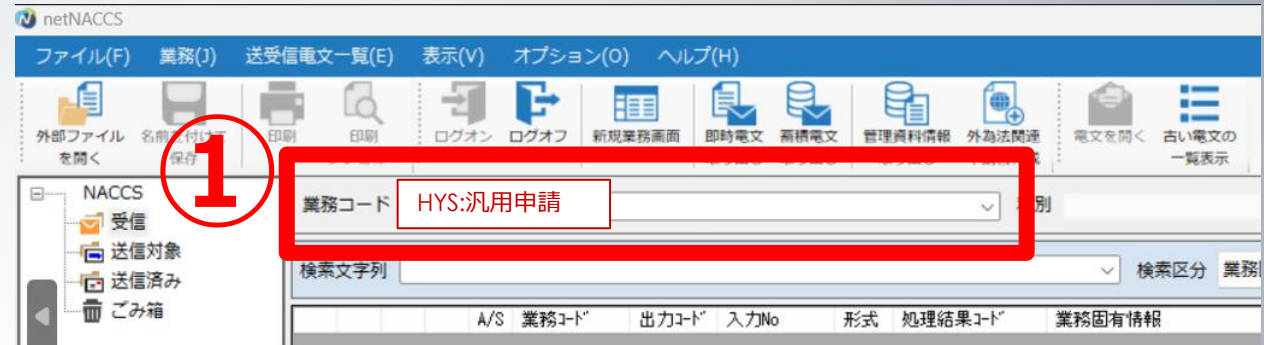
※使用する業務コードによって料金が異なります

※汎用申請は24時間、無料でご利用いただけます

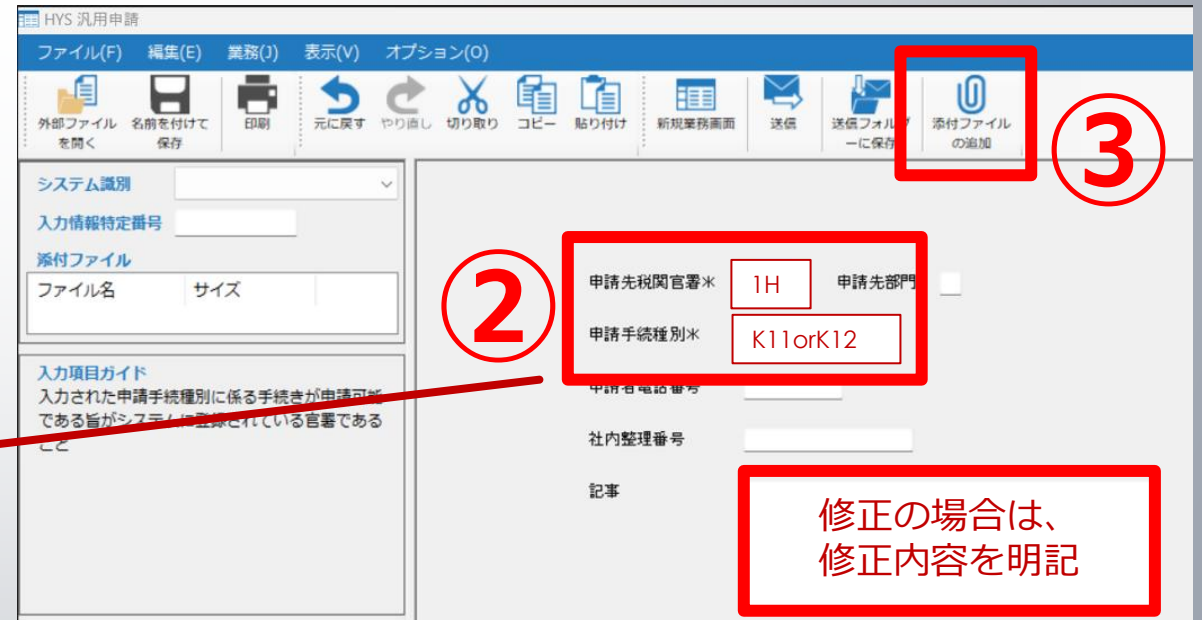


3. 申請方法 1

①NACCSの業務コードで【HYS：汎用申請】を選択します。



②次に、申請先税関官署【1H（羽田）】、申請手続種別【K11 or K12】を選択します。
修正申請の場合は、
記事欄に修正内容の記載をお願いします。



【申請手続種別】

K11 → 再交付・申請内容変更申請

K12 → 新規包括パス申請

修正の場合は、
修正内容を明記

3. 申請方法 2

- ③右上の【添付ファイルの追加】にて申請書類一式（PDF）を添付し、送信します。
送信完了後、2営業日以内に税関から特段連絡がなければ、修正等なく受理されています。

≪申請書類の注意点≫

※添付するPDFは1ファイルにまとめてください。

※サイズは合計で30MBとなります。

※サイズを超える場合は、申請を分けていただくことになります。

添付ファイルだけを別の申請で送付することはできません。

※身分証の文字が判読しづらいものは再送信していただくことになりますので、
申請前に再度確認をお願いします。

- ④税関からの申請許可についても、NACCSに通知がありますので、適宜保存をお願いします。
従来通り、その後発行センターからパスの発行連絡があります。

4.申請後の修正・撤回について

- 修正について

税関へ申請後、修正が発生した場合は、NACCSの業務コード【HYE：汎用申請】にて修正申請をお願いします。

修正申請の場合は、当初の汎用申請受理番号が必要となりますので、ご注意ください。

また、修正内容は記事欄に明記するようお願いします。

- 撤回について

税関へ申請したものの、何らかの事情で申請を取り下げる場合は、税関へ一報をお願いします。

修正と同様、【HYE】にて撤回申請をしていただき、当該申請の撤回事由を記載した【NACCS登録情報変更申出】を添付し送信していただきます。

その後、税関にて撤回業務を行い、通知が届いたら、完了となります。

ご不明な点がございましたら、監視総括部門（T3）のパス担当までお問い合わせください。

5.参考：ビジターパスについて

取締部門へ申請する都度（ビジターパス）の申請についても、NACCSを利用して、24時間申請することが可能となります。

申請方法につきましては、取締部門（050-5533-6933）へお問い合わせください。